

技術者の配置及び専任等に係る金額要件等の見直し

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、令和6年12月11日付け建設業法施行令の一部を改正する政令が公布、令和7年2月1日に施行されることを受け、令和7年2月1日から監理技術者等の配置に関する金額要件等を以下の通り改正します。

1. 監理技術者等の配置に関する金額要件

金額要件	改正前	改正後
<u>監理技術者</u> の配置を要する下請代金額	4500万円以上 (建築工事は7000万円以上)	<u>5000万円以上</u> (建築工事は <u>8000万円以上</u>)
<u>主任技術者等</u> の専任の配置を要する請負代金額	4000万円以上 (建築一式工事は8000万円)	<u>4500万円以上</u> (建築一式工事は <u>9000万円</u>)

2. 専門工事の入札参加条件の見直し

1. 専任技術者の金額要件の改正により、専門工事（土木一式、建築一式、電気、管工事以外の業種）の主たる工種を自社施工しない場合、元請の主任技術者に更なる管理能力を求める金額要件は以下の通りとします。

- ・ 請負金額4500万円未満の工事 非専任主任技術者 ⇒ 専任の主任技術者
- ・ 請負金額4500万円以上の工事 専任の主任技術者 ⇒ 監理技術者

3. 特定建設業の許可を求める入札参加資格条件の設定基準の見直し

土木一式工事、建築一式工事、電気、管工事において入札参加資格条件として設定している特定建設業の許可を求める金額要件は以下の通りとします。

金額要件	改正前	改正後
<u>特定建設業の許可</u> を求める工事の予定価格（税抜）	6000万円以上	<u>7000万円以上</u>

4. 施行日

令和7年2月1日